



第 5 章 資料編

1. 策定の経緯

年月日	開催・実施事項	主な内容など
令和2年 3月19日（木）	第1回草津市 緑の基本計画策定委員会	・みどりの基本計画の策定方針 ・アンケートの実施について
令和2年 6月15日～ 6月30日	第3次草津しみどりの基本計画策定に係る市民意識調査を実施	配布数：3,000件 有効回収数：987件 有効回収率：32.9%
令和2年 9月24日（木）	第2回草津市 緑の基本計画策定委員会	・市民意識調査の中間報告 ・基本計画の構成などについて
令和2年 10月29日（木）	第3回草津市 緑の基本計画策定委員会	・第3次みどりの基本計画検討案について ・将来像のキャッチフレーズ（案）について
令和2年 12月1日（火）	第4回草津市 緑の基本計画策定委員会	・第3次草津しみどりの基本計画（案）について
令和3年 3月2日（火）	第5回草津市 緑の基本計画策定委員会	・第3次草津しみどりの基本計画（案）
令和3年 4月15日（木） ～5月17日（月）	第3次草津しみどりの基本計画（案）に関するパブリックコメントを実施	閲覧者数：128件 意見提出者数：1人、8件
令和3年 6月3日（木）	第6回草津市 緑の基本計画策定委員会	・第3次草津しみどりの基本計画（案）のパブリックコメントにおける回答について

2. 市民意識調査の自由意見（概要）

カテゴリ	主な意見	票 数
維持管理	<p>みどりを増やすのは良いが大きくなった時の維持管理をしっかりする体制構築が必要です。</p> <p>新しく整備された場所は比較的管理されているが、今まである場所の管理はイマイチな気がします。これから子どもと公園を利用する機会が増えると思うので、身近な公園に緑が豊かな環境が整っていたら利用回数が増え、利用していても楽しく気持ちがいいと思う。子供にも季節の植物などを教えられる機会になっていいと思う。</p> <p>計画や造園は簡単です。維持が一番大変です。人員、資金について長い目で考えていくことが大切だと思います。無理のない計画をお願いします。市民が少しの協力で実行できる範囲でお願いします。</p>	56件
公園	<p>子供たちの遊ぶ声が聞こえなくなりました。子どもたちが安全に過ごせる場所を作ってあげて欲しいです。</p> <p>公園が多いのはありがたいが、遊具が少なく、公園のハシゴをすることになりがち（4才）。管理の面で大変だとは思いますが、もう少し小さな子どものための遊具があればと思う。例えば、手すり付きブランコなど、複数ヶ所でもなくてもいいので、1ヶ所だけでも充実していれば楽しく公園へ行けそう。草津は大好きです！</p> <p>みどりの多い公園を散歩するのが好きです。整備された感じのするのもよいけれど、うっそうとした感じのところもあると嬉しいです。</p>	54件
感想	<p>近年SDGsに関連した環境問題に注目されているため、みどりの基本計画の取組は、地域住民や世界の環境にとって非常に重要だと思います。また機会があれば調べて参加してみます。私はみどりやお花が大好きです。生活にゆとりが生まれます。とても良い取組だと思います。できる事は応援していきたいです。</p> <p>近くの田んぼが荒れていると思っていると何ヶ月かで住宅が建つ造成が始まります。学校や商業施設が多いから、しかたがないのかもしれませんが。もう少しゆとりをもって木や花を植える場所も必要かもしれません。車庫の場所が広くコンクリートが夏になるとやけてとても暑いです。何軒か建てる時にゴミ置き場を必要としているのだから、その近くに木や花を植える場所があれば少しでもみどりがふえるのではないのでしょうか。</p> <p>よりよいまちづくりのため、緑地や自然環境を大切にしようとする方針は素晴らしいし、もっと市民に認知されるべきだと感じました。草津市は琵琶湖に接しており、それがもたらす豊かな水辺環境をより生かせるようになるといいと思います。また、特に草津川跡地の開発には今後も期待しています。</p>	47件

カテゴリ	主な意見	票 数
草津川跡地	草津川跡地の活用を魅力あるプランにし1年中活用できること。	37件
	旧草津川の未整備な場所が見苦しい。早く整備して欲しいです。	
	de愛ひろばなど、カフェ併設の公園は利用しやすく良いと思います。今後も緑のある公園を増やしていただきたいです。	
情報発信	みどりの基本計画があることは、今回の調査を通じて初めて知りました。学生時代は学校を通じ、環境に対する学習や活動に参加する機会が多くありました。しかし、社会人になってからは疎遠になった気がします。このような情報に気軽に接する機会が多くなれば良いと思います。	30件
	草津市民向けに各公園の位置・特徴・駐車場の有無・施設詳細の「パークマップ」を作成し、認知してもらうとともに、足を運んでもらうきっかけを作る(市内でも、生活圏から離れた場所のことは興味を持たないと知ることもないし、知りたいとも思わないため)。	
	幼児から年配者が「みどり」を中心に交流できるようなつどい活動ができるようになればいいのかなと思います。	
街路樹など	草津市は田園も多く緑の環境は大変良いと思います。南草津駅のロータリーは整備されていてとても美しいです。しかし、常に思うことですが、中央分離帯や側道の雑草、また町内の公園の草はもう少しこまめに手入れができないものかと残念に思います。交通量のこともあり誰もができませんが、自分たちが住む街ですから皆で何とか美しくできないものかと思えます。	24件
	残念なのは道路脇や河川敷の雑草が生え放題で見苦しいです。草津に来て一番に目につきました。1年に1度は草刈りではなく、緑化をすすめられるのであれば、そういった管理的な部分にも力を入れていただきたいと思っています。車で走行していると見通しが悪くなっているところも多く、事故の危険すらあります。	
	車や自転車、徒歩などで通る人が、心穏やかになるような印象やイメージを持ってもらうには、幹線道路やその歩道の環境がいかに整っているか、車窓からは常にキレイな四季折々の花や緑が目に入ってくる、そういうイメージが次第に定着・認知されていかないと、市民の参加意識を育てていくことにはなりにくいのではないかと思います(日常から常に目にしていることが大事)。	

カテゴリ	主な意見	票 数
住宅などの 開発行為	<p>駅前とかはきれいになってきているので、より緑が増えて整備されれば草津市の1つの楽しく憩えるスポットとなると思う。</p> <p>新しい公園をつくるなどの緑化よりも、今ある緑を守る方向の政策に力をいれていただきたいです。私は農業従事者ではないので農地を維持する方々の苦勞を遠巻きにみていることしかできず、齒がゆく感じております。豊かな田畑が広がる風景が未来も続くような政策をご検討ください。</p> <p>自宅の近辺は元々、山手丘陵地で緑が多い地域であり、緑地協定もあるので緑は十分と思います。しかし、草津駅西側の住宅地や最近開発されている住宅地をみると緑が少ないです。しかもそこは雑木林を伐採して開発されたところであるのに木が1本も残されておらず、市全体としては緑の減少が著しいです。開発を許可する際にできるだけ自然を残すように指導すべきです。残された雑木林を自然公園のような形で有効に活用する方策を検討願いたいです。</p>	17件
具体的な指摘 箇所（ロクハ 公園、市役所 周辺、琵琶 湖）	<p>ロクハ公園は水辺、プール、雑木林の散策路、健康増進器具、カブト虫、アヒル、野外ステージもあり満足しています。維持管理を引続きお願いします。</p> <p>草津市は琵琶湖に面しており、山手（東海道線より東側）も大事ですが、もっと湖辺を活かした施設を充実して草津をPRする手段にしてほしいです。住みよい市として湖周を開発して欲しいです。</p> <p>特に目につくのは、市役所、合同庁舎周りの雑草です。市民がボランティアで草刈りするのが当然とされているように思います。道路の歩道に植えてある低木も雑草と一緒にになり、店舗から出るときによく見えず、危ないと思います。高木はあったほうがいいですが、低木は不要ではないでしょうか。町が木、緑であふれるのは理想ですが、植えっぱなしでは、かえって汚いまちになってしまいます。管理を町内に押しつけるのも高齢化、マンション化している今、無理じゃないでしょうか。しっかりとした組織があるといいと思います。</p>	17件

カテゴリ	主な意見	票 数
このアンケートについて	<p>無作為にアンケートを配るのはどうかと思います。子どもが大きい40代は一番公園などを利用しません。それなら小さい子どもさんや定年退職を迎えられた夫婦などに意見を聞くのがいいかと思います。</p> <p>「みどりの基本計画」についての市の取組を細かく知るのは初めてで勉強になりました。数か所の大規模公園に多額のお金を掛けるのではなく、地域ごとに子育てや健康増進に供する環境をできるだけ多く整備して欲しいです。大規模な公園を作っても遠方の居住者は利用しづらく、近隣住民だけが恩恵を享受する結果になり不公平と思います。</p> <p>この種の計画は机上の計画に終わっているものが多いです。今回の改定も、先の計画が改定時期にきたので見直されるように思われます。先の計画期間の成果は十分に上がっているのか、また、どこに課題があるのかの説明もなく、今回のアンケートをされたことに疑問があります。何の数的根拠などもなく次期計画をされるのでしょうか。</p>	16件
ボランティアなどの活動	<p>みどりは良い。癒されるし、目にも心にも必要と思います。自然の残る場所が必要です。心休まる場所が必要です。自然のみどり、整備されたみどり、共に美しく共存して草津がやさしい美しい街であるようお願い、自分も協力したいです。</p> <p>駅前や街中が多くの人で活気が感じられるようになった草津市。どんどん変わる風景の中に美しい緑の樹木や草花を見ると心が安らぎます。公園、道路、街中などさまざまな場所で緑を楽しむことができますが、管理している団体などが分かりづらいので活動に参加しにくい時もあります。いつも利用している公園ぐらひは管理を手伝いたいと思うことがあります（自治会などで管理されている公園は自治会員による管理になりますが、自治会に属さないマンション住民は活動をせず利用のみさせてもらっているという思いもあります）。活動への参加を広く募り、参加しやすい環境作りをしていただければ…と思っています。別の話になりますが、公園中のゴミを集めて捨ててもよい場所があればいいなあと思うことがあります。</p> <p>このような活動は、自治会活動の活性化がベースになるべきです。全戸が自治会に加入するような策を立てる（加入によるメリット、非加入によるデメリット）のはどうでしょうか。活動の活性化のための補助を市がやるプログラムについて市と自治会で作り上げ、住民の主体性を待つのはどうでしょうか。</p>	12件

カテゴリ	主な意見	票 数
環境	<p>地球温暖化を防ぐのに一役かって欲しいです。</p> <p>de 愛ひろばを造られた時、大きな桜の木が切り倒されたのは悲しかったです。旧草津川の桜を植えられた昔の話を聞いていたので、残念な気持ちと怒りがありました。草津駅西口の街路樹も切り倒して背の低い草花を植えられました。これも残念に思いました。緑地化されるのはとっても良いことと思っておりますが、木を切り倒して新しくするやり方より、今ある木はそれを残しつつも新しくしていくやり方を考えて欲しいと思います。今ある木を生かして工事するには費用がかかると思いますが、樹木も生きています。今ある命を大切にしたいです。伐採、葉刈り、落ち葉の処理費用、倒木の処理費用など、費用がかさむ事は見えていますが、ちょっと木陰が人を助け、温暖化を助けることに繋がると思っています。</p>	12件
	<p>草津川跡地の整備は、開発中ですが、ai 彩、de 愛両ひろばは今や私達の身近な憩いの場となり楽しませていただいております。しかし、過去を振り返ると、旧草津川の水が止められた時は、川の魚や水辺の生き物はどうなるのだろうと、生態系の崩れは否めず心が痛くなりました。緑の創出の必要性、大切さを感じつつ、一方では今ある自然を壊すことなく、形体を維持し続けることの大切さ、そこに生息する生物が生き続けられる場所を提供することの大切さを前者以上に感じます。個人的には基本方針3「守」に最も共感いたします。</p>	
行政へ	<p>市道路課、県河川課などの前向きな対応、協力体制が必要です。管理者が本来の仕事でないことに理解して緑を多くする方向で考えを広く持つことが必要です。</p>	4件
	<p>数か所の大規模公園に多額のお金を掛けるのではなく、地域ごとに子育てや健康増進に供する環境をできるだけ多く整備して欲しいです。大規模な公園を作っても遠方の居住者は利用しづらく、近隣住民だけが恩恵を享受する結果になり不公平と思います。</p> <p>公園散歩は毎日したいと思っておりますが、公共交通の充実をお願いいたします（バスの本数、バス停をふやしてほしい）。</p>	
花のあるまち	<p>緑が多いのは素敵ですが、花のある街も進めて欲しいです。</p>	3件
	<p>他の市とかはバラ園、あじあさい園、菖蒲園などありますが、草津市は何もありません。行ってみたいところがないです。手入れは大変だと思いますが、街路樹ばかりでなく、あじさいロードを作ってみるとか、池の周囲に花を植えるとかどうでしょうか。花を見に他の市、他県に行かなくてはなりません。草津も頑張ってきれいな緑、花が溢れる市にしてほしいです。</p> <p>雑草とかではなくて、花壇などの綺麗な緑を増やして欲しいです。</p>	

カテゴリ	主な意見	票 数
防災	<p>水害など防災専門家の意見もふまえて無計画でない防災にも意味のある基本計画を望みます。美しく楽しい草津川跡地公園も防災が前面に出ていませんが防災公園になっており感謝しております。計画的に進めていただければより安全な健幸都市になると信頼しておりますし期待しております。</p> <p>学校や公園など、災害時には避難場所として整備されていると思います。防災倉庫を見る機会がありテントや発電機はありましたが、投光器やエンジンカッターなども整備し、倒壊家屋から人命救助することも視野に入れて欲しいと思います。</p>	2件

3. 計画書に使用した写真の撮影位置

写真番号	ページ	写真の名称	位置・住所など	
1	表紙 9, 26	草津川跡地公園（区間5）（d e 愛ひろば）	大路二丁目 4-11	077-562-5010 （管理事務所）
2	表紙 26, 54	54 ロクハ公園ジャブジャブ小川	追分七丁目 11-2	077-564-3838 （管理事務所）
3	表紙 9, 26	水生植物公園みずの森	下物町 1091	077-568-2332 （管理事務所）
4	表紙	南草津駅東山道記念公園	南草津一丁目	—
5	8	人と自然が共生する環境・みどり （60 狼川で戯れる子どもたち）	南笠東	—
6	8	潤いのある景観をつくるみどり （100 烏丸半島の並木道）	下物町	—
7	8, 26	質の高い余暇空間を生み出すみどり （ロクハ公園）	追分七丁目 11-2	077-564-3838 （管理事務所）
8	9	91 まとまった丘陵部の田園（山寺）	山寺町	—
9	9	72 冬の使者、琵琶湖のコハクチョウ	志那町	—
10	9	74 旧穴村港とそれに続く水路	志那中町	—
11	9	81 葉山川河口から見返る近江富士	西渋川二丁目～ 下笠町	—
12	17	「みち」サポーターの管理活動	—	—
13	17	ニワタスでの花・木の手入れ	渋川一丁目 1-60	077-561-2393 （グラッシー事務局）
14	17	草津川での桜並木の管理作業	草津市御倉町	077-563-9901 （琵琶湖ネット草津事務局）
15	49	琵琶湖周辺のヨシ刈	下物町	—
16	54	地区計画策定地区のまちなみ （22 緑萌える若草の美しいまちなみ）	若草一～八丁目	—

写真番号	ページ	写真の名称	位置・住所など	
17	56	緑の基金による苗木	—	—
18	56	緑の基金による苗木配布	—	—
19	57	重要な中核地区を構成する湖岸緑地 (78 志那の湖岸緑地)	志那町	—
20	58	ニワタスでの維持管理の取組	渋川一丁目 1-60	077-561-2393 (グラッシー事務局)
21	60	d e 愛ひろばでの手入れ活動	大路二丁目 4-11	077-562-5010 (管理事務所)
22	60、62	南草津駅西口広場の花植え活動	南草津一丁目	077-561-2393 (グラッシー事務局)
23	61	琵琶湖ネット草津の活動風景	青地町	077-563-9901 (琵琶湖ネット草津事務局)
24	61	グラッシーの活動風景	南草津一丁目	077-561-2393 (グラッシー事務局)
25	61	草津ほほえみの会の活動風景	上笠二丁目・四丁目、下笠町	077-562-1072 (草津ほほえみの会事務局)
26	65	ヨシ群落越しに三上山を望む、草津を代表する風景	下物町	—
27	66	山手丘陵地の牟礼山から市街地を望む (82 牟礼山、標高 221.28m)	岡本町 (牟礼山)	—
28	66	田園風景 (46 伯母川ビオ・パークと地域住民活動)	南山田町	—
29	67	外来種・オオバナミズキンバイの駆除	中間水路	—

(注) 緑色表示は、「くさつ景観百選」の写真であることを示しています。


写真の撮影位置図



4. くさつ景観百選の写真一覧

写真番号	ページ	写真の名称	写 真
2	表紙、54	54 ロクハ公園ジャブジャブ小川	
5	8	60 狼川で戯れる子どもたち	
6	8	100 烏丸半島の並木道	
8	9	91 まとまった丘陵部の田園 (山寺)	
9	9	72 冬の使者、琵琶湖のコハク チョウ	

写真番号	ページ	写真の名称	写 真
10	9	74 旧穴村港とそれに続く水路	
11	9	81 葉山川河口から見返る近江富士	
16	54	22 緑萌える若草の美しいまちなみ	
19	57	78 志那の湖岸緑地	
27	66	82 牟礼山（標高 221.28m）	

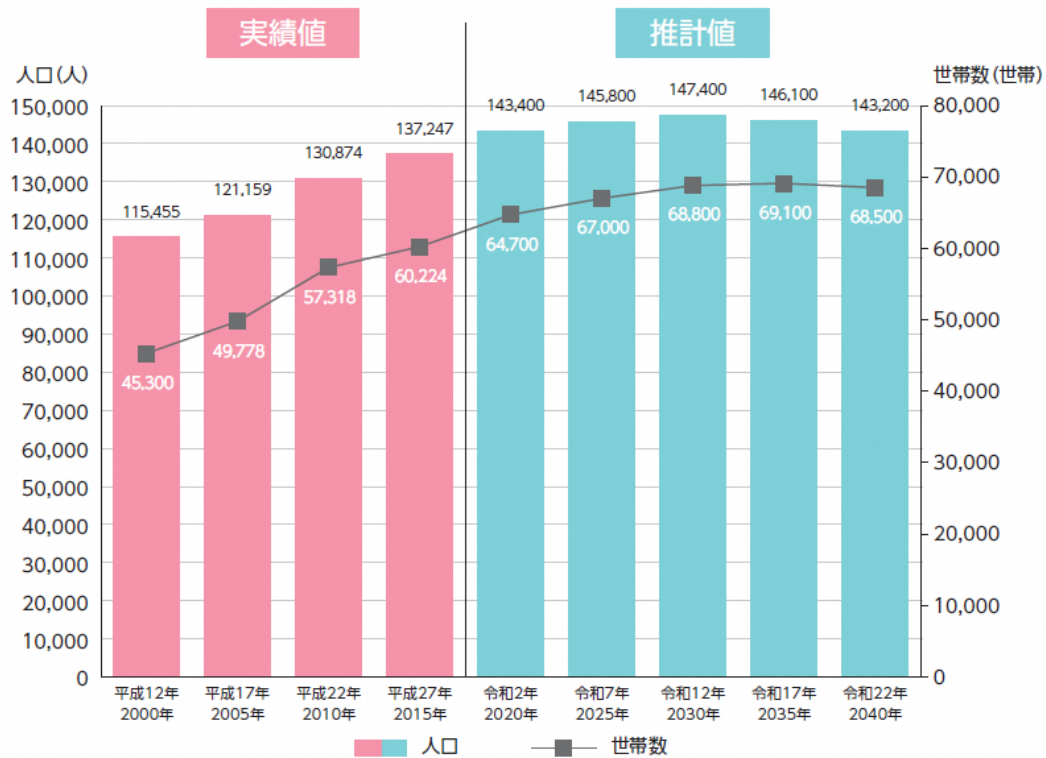
写真番号	ページ	写真の名称	写 真
28	66	<p>46 伯母川バイオ・パークと地域 住民活動</p>	

5. 関連データ・資料

(1) 草津市の人口推計

第6次草津市総合計画基本構想（案）では、2020年から2040年までの将来人口の見通しについて、過去の国勢調査結果を基に、5年ごとの人口と世帯数の推計値を提示しています。

【人口・世帯数の見通し】



(草津市推計:実績値は各年国勢調査)

上記の5年ごとの推計値を用いて、各5年ごとの推計値の間は直線的に推移する、という仮定のもとに、任意の年の人口を推計すると、以下のように求められます。

■ 令和3（2021）年

$$143,400 + (145,800 - 143,400) / 5 \times 1 = 143,880 \text{ 人}$$

■ 令和8（2026）年

$$145,800 + (147,400 - 145,800) / 5 \times 1 = 146,120 \text{ 人}$$

■ 令和14（2032）年

$$147,400 + (146,100 - 147,400) / 5 \times 2 = 146,880 \text{ 人}$$

■ 令和23（2041）年（直前5年間の減少率がそのまま続くものと仮定）

$$143,200 + (143,200 - 146,100) / 5 \times 1 = 142,620 \text{ 人}$$

(2) 緑被地の土地利用別現況 (2020年1月現在)

土地利用	市街化区域	市街化調整区域	合計
1. 農地	95.6	1,234.2	1,329.8
	27.4	66.0	60.0
2. 山林	44.6	186.6	231.2
	12.8	10.0	10.4
3. 水面	29.9	85.0	114.9
	8.6	4.5	5.2
4. 住宅地	9.7	23.8	33.5
	2.8	1.3	1.5
5. 公益施設用地	23.7	25.8	49.5
	6.8	1.4	2.2
6. 公共空地	17.2	50.2	67.4
	4.9	2.7	3.0
7. その他	128.4	263.4	391.8
	36.8	14.1	17.7
合計	349.1	1,869	2,218.0
	100.0	100.0	100.0

(注1) 上段は面積 (ha)、下段は土地利用別の割合 (%) を示す。

公益施設用地：官公庁、文化教育施設、医療福祉施設、供給処理施設、など

公共空地：公園・緑地、広場、運動場、墓園、など

その他：荒れ地、商業地、工業地、交通施設用地、未利用地、駐車場、など

(注2) 四捨五入処理の関係で、表中の内訳の計と合計は一致しない場合がある。

(3) 都市公園などの整備状況及び整備予定

公園・緑地の種別		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和8年 (2026年)	令和14年 (2032年)	令和23年 (2041年)
街区公園（計46箇所）		11.0	11.2	11.2	11.2	11.2
近隣公園	野村公園	1.8	1.8	3.3	3.3	3.3
	野路公園	0.0	0.0	2.4	2.4	2.4
地区公園	弾正公園	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9
	水生植物公園みずの森	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
	（仮称）草津市立プール	0.0	0.0	2.0	4.3	4.3
総合公園	ロクハ公園	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2
	草津川跡地公園（区間2）	5.6	5.6	5.6	5.6	5.6
	草津川跡地公園（区間5）	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
	草津川跡地公園（残区間）	0.0	0.0	0.0	0.0	16.1
都市緑地（計8箇所）		9.9	9.9	9.9	9.9	9.9
緑道（計2箇所）		0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
広域公園	湖岸緑地	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5
（都市公園合計）		81.2	81.4	87.3	89.6	105.7
矢橋帰帆島公園（都市公園外）		30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
（公園・緑地合計）		111.2	111.4	117.3	119.6	135.7
児童遊園		10.0	10.2	11.1	12.3	14.0
農村公園		1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
（都市公園等総計）		122.5	122.9	129.7	133.2	151.0

（注）野村公園は、「野村少年運動公園」で都市計画決定されている面積を採用

（仮称）草津市立プールは、プール整備事業推進室の計画面積、事業期間による
草津川跡地公園（残区間）の面積は、既開設区間の平均的な延長当たり面積を基に想定
児童遊園は、最近10年間の年平均開設面積と同程度の開発が、今後も続くものと想定


【参考】都市公園の種類（国土交通省都市局公園緑地・景観課のサイトより）


種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園。1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。


（注1）近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方（面積100ha）の居住単位


（注2）種別欄に着色した公園は、草津市内には開設されていない


(4) 草津市の主な施設


1 水生植物公園みずの森				草津市下物町 1091 番地
管理者	近江鉄道ゆうグループ			Tel. 077-568-2332
開設年	1996 年	面積	37,400 m ²	
<p>「植物と人、水と人のふれあい」をテーマにした自然いっぱいの植物園です。さまざまな水生植物と出会えるユニークなテーマ施設「ロータス館」を備え、自然の中、四季を通じて楽しめる花いっぱいの公園です。</p>				


2 ロクハ公園				草津市追分七丁目 11-2
管理者	(公財) 草津市コミュニティ事業団			Tel. 077-564-3838
開設年	1988 年	面積	132,000 m ²	
<p>草津市が設置・管理している都市公園の中で最大の規模を誇る総合公園で、季節を感じる草花や野鳥、豊かな自然に囲まれています。 バーベキュー広場や遊具施設、夏にはプールと楽しいことがいっぱいです。</p>				

3 弾正公園				草津市下笠町 150
管理者	合同会社草津市スポーツ振興事業体			Tel. 077-568-3150
開設年	2000 年	面積	59,000 m ²	
<p>草津川跡地沿いに立地する地区公園です。草津グリーンスタジアム（野球場）、総合体育館、弾正公園テニスコート（6面）、多目的広場などの運動施設が整備されており、市民スポーツの中心として、多くのスポーツ愛好家に親しまれています。</p>				

4 野村公園				草津市野村三丁目 3-27
管理者	合同会社草津市スポーツ振興事業体			Tel. 077-563-1265
開設年	2019 年	面積	18,465 m ²	
<p>「野村運動公園」として市民に親しまれている公園で、令和元年には市民体育館の建替えにより Y M I T アリーナが使用開始されました。野村スポーツゾーン整備基本計画に沿って、中心市街地の活性化に貢献する集客施設としての整備が進められる予定です。</p>				

5 ai 彩ひろば（草津川跡地公園 区間2）				草津市北山田町 3268-1
管理者	草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ			Tel. 077-568-2941
開設年	2017年	面積	55,570 m ²	
平成14年に旧草津川が廃川となり、その跡地を活用して生まれた公園の一つで、「農と人の共生」をテーマにしています。全長約1.2kmに渡って、多目的広場、スクールガーデン、バーベキュー施設、カフェなどが整備されています				

6 de 愛ひろば（草津川跡地公園 区間5）				草津市大路二丁目 4-11
管理者	草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ			Tel. 077-562-5010
開設年	2017年	面積	37,820 m ²	
旧草津川跡地を活用した公園の一つで、「人と人の交流」をテーマにしています。レストランやカフェ、ヨガスタジオなどもあり、市の中心部に近接するというアクセスの良さもあいまって、草津市を代表する賑わいのある公園として親しまれています。				

7 南草津駅東山道記念公園				草津市南草津一丁目
管理者	（公財）草津市コミュニティ事業団			Tel. 077-565-0404
開設年	2007年	面積	5,095 m ²	
JR南草津駅の西口広場に設けられた公園です。周辺での発掘調査の結果、古代の官道「東山道」が当地付近を通っていた可能性が高いことを踏まえて、この名が付けられました。ガーデニングサークル“グラッシー”によるガーデニング活動が活発に行われています。				

主な施設の位置図



(5) エコロジカルネットワークの回廊地区の考え方について

本計画では、エコロジカルネットワークの形成の基本的な考え方の一つである回廊地区について、**中核地区と拠点地区を結び動植物種の移動空間となる河川や緑道などの緑地**として位置づけ、湖岸部と山手丘陵地を結ぶ草津川跡地全体、他の一級河川を指定しています。

エコロジカルネットワークについては「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成30年4月）における「生物多様性に配慮した緑の基本計画の作り方」の「緑地の配置方針」において、本計画で位置付けている考え方が明記されています。

- 回廊地区の選定
中核地区と拠点地区間を結び、動植物が移動できるような緑地を回廊地区として選定しましょう。

ポイント

- ・ 河川や緑道など、線的な特徴を持った緑地を選定対象として検討しましょう。街路樹も昆虫や鳥類にとっては回廊となりえます
- ・ 中核地区と拠点地区間を結ぶような位置関係になるように配置しましょう
- ・ 飛び石状に配置される小規模緑地（小規模な公園など）も昆虫や鳥類などにとって重要な移動経路になりますので、回廊となりうるか検討しましょう

出典：生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き
（国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成30年4月）

エコロジカルネットワークにおける「回廊地区」の役割として、一般的には生物の移動空間、つまり生物の生息環境の縦断方向（川の流れの方向）の連続性を確保する、という面が注目されています。現に、草津川、葉山川などの河川でも、琵琶湖から鮎が遡上して産卵することが知られており、回廊地区の役割の典型例と考えられます。

しかし、河川や緑地軸を生息地とするのは魚類だけではなく、多くの哺乳類、鳥類、は虫類、両生類や昆虫、水生植物、藻類まで、多様な生物にとっても河川は生息環境の重要な一部であり、重要な移動空間でもあります。それは、河川の縦断方向だけの線的なものではなく、沿川に存在する用水路、水田、ため池、湿地などとの接続や連続性、相互作用なども重要な役割を果たしており、横断方向の広がりをも含めて捉える必要がある、と指摘されています。（河川におけるエコロジカルネットワーク形成方策に関する研究（リバーフロント研究所報告 第21号 2010年））

草津市内の河川では、実際に魚が遡上できる範囲は限られたものになると考えられますが、より広い範囲の生きものを対象としたエコロジカルネットワークとして捉えた場合、エコロジカルネットワーク形成方針で「中核地区」に位置づけられている上流部の丘陵地までを結ぶことは重要と考えます。生物多様性の保全に関する上位計画である生物多様性しが戦略においても、「生物多様性の危機に対する取組」の「生息・生息環境の改善」のなかで、「県内の河川については、多様な生物が生息・生育する環境の確保に努めます。」とあります。そのため、中核地区に位置付ける河川については、今後の生物多様性を重視したみどりのまちづくりにおいても、目標のひとつとして位置づける必要があると考えます。

6. 用語解説

用語	解説
あ 行	
エコロジカルネットワーク	生物多様性の保全について、対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置づけつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊（コリドー）で相互に連結させる考え方のことで、生態系ネットワークとも呼ばれます。
エス・ディー・サイズ（SDGs）	2015年9月に、国連加盟の全193カ国によって採択された2016年から2030年までの15年間で達成すべき世界共通の持続可能な開発目標のこと。17の目標（ゴール）と、「実際にどんな行動をすれば良いのか」を示す169のターゲットから構成されています。
オープンスペース	主に都市地域において、建築物や工作物のない空間のこと。特に公園・緑地や広場、水辺など、都市に潤いを与える役割を持った空間を指すことが一般的です。
か 行	
街区公園	都市公園の種類の一つ。 もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置することが基準とされています。市民にとって、最も身近にある公園で、現在草津市内には47箇所の街区公園が開設されています。
環境学習	広く環境問題について学び、考える機会の総称ですが、主には体験イベントやワークショップなどを通じて、自然・生き物・暮らし・エネルギーなど多様な環境について、楽しみながら学べる体験型の学習を指します。草津市でもエコスタイルプラザが中心になって、多くのイベントや講座を開いています。
環境基本計画（第3次草津市環境基本計画）	環境像の実現に向けて、環境の保全を総合的かつ計画的に推進するための計画で、『人とひと 人と自然が織りなす 琵琶湖に開かれた環境文化都市 くさつ』をめざす環境像として掲げています。
協働のまちづくり	草津に住み、働き、学ぶすべての人たちが、それぞれの責任と役割を分担しながら、共通の目的の達成に向けて取り組むことを「協働」と呼んでおり、平成26年には「草津市協働のまちづくり条例」を制定し、それに基づく協働のまちづくりに取り組んでいます。

用 語	解 説
近隣公園	都市公園の種類の一つ。 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置することが基準とされています。現在草津市内には1箇所の近隣公園（野村公園）が開設されています。
くさつエコミュージアム	「エコミュージアム」とは、地域の自然的・文化的環境を、市民参加のもとで研究・保存・活用していくという考え方であり、地域の持続的発展に結びつく実践活動を言います。 草津市では、市域全体をエコミュージアムの地域として位置付け、草津市全体のエコミュージアムの取組を推進し、発信していきます。
景観計画 （草津市景観計画・平成24年）	琵琶湖をはじめとする自然景観を生かし、地域らしさを醸し出している歴史景観を守り育むとともに、美しい都市景観を創出するための計画です。～『ふるさと草津の心』を育む景観づくり～を基本理念として、草津が持つ均衡のとれた景観特性を生かし、より高めていくことを目指しています。
健幸都市	生涯にわたって一人ひとりが自らの健康を大切にし、ともに支え合い、草津市に暮らすことによって、絆や喜びが生まれ、幸せが感じられる笑顔あふれるまちのこと。 草津市では、平成28年8月「健幸都市くさつキックオフシンポジウム」にて健幸都市宣言を行いました。
健幸都市基本計画 （草津市健幸都市基本計画・平成29年）	「健幸」とは「生きがいをもち、健やかで幸せであること」と考え、健幸なまちを実現するために、市の様々な関連計画を健幸の側面から捉え、あらゆる主体が連携して取り組む事項を定めた計画です。 草津市に住む人々が「健幸」に暮らすこと、あわせて通勤や観光等で草津市を訪れる人も「健幸」になることを計画の目的としています。
さ 行	
市街化区域	都市計画法に基づく「区域区分」制度は、「無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る」という目的で運用されており、そのうち「計画的な市街化を図る」べき地域として定められているのが市街化区域です。「既に市街地を形成している区域及び今後優先的、計画的に市街化を図るべき区域」であり、草津市では市域（都市計画区域）の約41%、1,984haが市街化区域となっています。

用語	解説
市街化調整区域	上記の区域区分のうち、無秩序な市街化を防止する（市街化を抑制する）区域であり、生活に必要な施設や農林漁業用の建物などを除き、原則として開発行為は行えない区域です。草津市では、市域（都市計画区域）の約59%、2,881haが市街化調整区域となっています。
滋賀県ビオトープネットワーク長期構想	滋賀県が平成18年に制定した野生動植物共生条例に基づき、野生動植物種の個体の生息および生育の環境の保全、再生、ネットワーク化に関する長期的な構想を策定したものです。おおむね50年後の滋賀県の自然環境の望ましい将来像を地図上で示し、これを実現していくための推進方策を規定しています。
施設緑地	都市公園をはじめとして、児童遊園、緑地、緑道、広場などの公共的性格を持ったオープンスペースなどを総称して「施設緑地」と呼びます。自然公園（国定公園など）や風致地区のような、ある範囲を指定して規制などをかける「地域制緑地」との対比として使われます。
自然環境保全地区	「草津市の良好な環境保全条例」に基づいて市長が指定する地区です。残された自然環境を少しでも多く保全し次世代に継承すべく、良好な自然状況を残している地域で、現在市内で17地区が指定されており、そのすべてが歴史ある神社・寺院の社寺林です。
自然公園区域	自然公園法に基づいて指定される区域で、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種があります。「すぐれた自然の風景地の保護、その利用の増進、国民の保健、休養及び教化に資することが目的」と規定されています。草津市は、その一部が琵琶湖国定公園に含まれています。
自然公園法 （昭和32年法律 第111号）	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律です。この法律に基づいて、国立公園、国定公園、県立自然公園などが全国に作られており、木竹の伐採・採取や工作物の新築などは基本的に禁止されています。
児童遊園	小学生や未就学児の利用を想定した小規模な公園を、一般的に児童遊園と呼んでおり、都市公園法に基づいて設置される都市公園とは区別されています。現在、草津市には260箇所、合計面積10.02haの児童遊園があり、都市公園として整備された街区公園と肩を並べる面積となっています。

用語	解説
生物多様性	<p>生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。地球上の生きものは長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、多様な生きものが生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的、間接的に支えあって生きています。一般的には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしています。</p>
<p>生物多様性しが戦略 (平成27年・滋賀県)</p>	<p>生物多様性の危機に対して、人が自然を管理するという人間中心の考え方ではなく、自然の状態をよく見ながら自然本来の力にゆだね、人間は必要な手を加える、という考え方にたって、生物多様性の理解と保全のあり方を示す計画です。</p> <p>長期目標として、2050年には生きものと人とが共存し、自然の恵みから生み出される多様な文化が展開する社会の実現を目指しています。</p>
<p>総合計画基本構想 (第6次草津市総合計画 基本構想・令和3年)</p>	<p>草津市の目指す将来ビジョンを実現するため、“総合的かつ計画的なまちづくりの指針”として、市の最上位計画に位置付けられるものです。草津市の目指すべき将来ビジョン(将来に描くまちの姿)が、『ひと・まち・ときをつなぐ 絆をつむぐ ふるさと 健幸創造都市 草津』と示されています。</p>
総合公園	<p>都市公園の種類の一つ。</p> <p>都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置することが基準とされています。現在草津市内には3箇所の総合公園(ロクハ公園、草津川跡地公園(区間2)、草津川跡地公園(区間5))が開設されています。</p>
た 行	
地域制緑地	<p>豊かな自然環境や動植物の生息地の保護、農林水産業の保全と振興、美しい景観や良好な住環境の保全などを目的に、区域を定めてみどりの保全・活用を図るいくつかの制度があり、これを「地域制緑地」と呼んでいます。</p> <p>草津市には、琵琶湖国定公園(自然公園法)をはじめ、風致地区、保安林、農用地区域、ヨシ群落保全区域など、多くの地域制緑地が定められており、みどりの保護・保全が図られています。</p>
地区計画	<p>都市計画法に基づいて定める、ある特定の地区・街区単位の都市計画です。住民などの話し合いにより、まちづくりの方針や目標、道路・広場などの公共的施設(地区施設)、建築物などの用途、規模、形態などの制限をきめ細かく定めることにより、望ましい環境を将来にわたって確保することができます。</p>

用語	解説
地区公園	都市公園の種類の一つ。 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所あたり面積 4ha を標準として配置することが基準とされています。現在草津市内には2箇所の地区公園（弾正公園、水生植物公園みずの森）が開設されています。
都市計画区域	都市計画を策定する場となる区域であり、都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要のある区域として、都道府県が定めます。 草津市は、大津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市とともに、一体の都市計画区域である「大津湖南都市計画区域」に含まれています。
都市計画公園・緑地	都市公園・緑地のうち、都市全体での公園・緑地の配置のあり方を検討し、計画的に整備を進めるために都市計画決定されたものを都市計画公園・緑地と呼びます。都市計画法に基づく都市施設として、計画的に配置、整備されるもので、草津市内には16公園・緑地が計画決定され、そのうち10公園が供用（部分供用を含む）されています。
都市計画マスタープラン	市町村が都市計画法に基づいて定める、都市づくりに関する計画で、20年後を見据えた都市計画全体の基本的な方針です。住民に最も身近な地方公共団体である市が地域に密着した計画とするため市民の意見を踏まえて定めるもので、各種都市計画決定は、この方針に即して定めることとなります。
都市公園	都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が設置する公園又は緑地で、基本的には都市計画区域内に設置されるものです。良好な都市環境の提供、都市の安全性の向上、市民の憩いの場、地域の活性化などに不可欠な都市施設として位置づけられています。
都市公園法 （昭和31年法律 第79号）	都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図ることを目的とする法律です。都市公園の定義、都市公園（公園施設を含む）の設置及び管理の基準、公募対象公園施設に関する指針、みだりに都市公園を廃止してはならないこと、立体都市公園の基準、などを定めています。
都市緑地	都市公園の種類の一つ。 主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置することが基準とされています。現在草津市内には若草緑地（りょうぶの道）など、8箇所の都市緑地が開設されています。

用語	解説
都市緑地法 (昭和48年法律 第72号)	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定め、都市における自然的環境の整備を図るとともに、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする法律です。 市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(いわゆる緑の基本計画)も、この法律の規定によるものです。
な 行	
農用地	市が定める農業振興地域整備計画において、農用地などとして利用すべき土地の区域(農用地区域)として定めた土地であり、基本的に農地の転用が禁じられるなど、農業生産のための土地としての保全が図られる農地です。
は 行	
パーク・ピー・エフ・アイ (Park-PFI)	2017年(平成29年)の都市公園法改正により新たに設けられた公園管理制度の一つです。飲食店、売店などの公園利用者の利便の向上に資する施設の設置と、その施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場などの公園施設の整備・改修などを一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことで、近年多くの試みがなされています。
パークマネジメント	「緑とオープンスペースのポテンシャルを都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視する」考え方のもとでの、公園の管理運営のことをいいます。 この考え方のもとで、企業や市民も交えた様々な管理運営手法の積極的な導入も図るものです。
ピー・エフ・アイ (PFI)	「Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」の略。公共事業を民間(プライベート)の経営ノウハウや資金(ファイナンス)を活用することで、低コストで良質な公共サービスを提供することを目的とした新しい公共事業の手法です。
ビオトープ	バイオ(生命:Bio)とトポス(場所:Topos)との合成語で、本来は野生生物が生息する空間を示す言葉ですが、今日の日本では、残された貴重な生物生息空間の保全対象として、あるいは消失した自然を人工的に復元、創出する活動の対象としてよく用いられています。
風致地区	都市の風致を維持するために定められる都市計画法に基づく地域地区の一つです。「都市の風致」とは、都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ良好な景観であり、風致地区は、良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定められます。 草津市では、琵琶湖岸に沿った地域に、「草津守山湖岸風致地区」が指定されています。

用語	解説
保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。
ま 行	
まちづくり協議会	「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考えのもと、地域ぐるみでまちづくりを行う地域組織であるまちづくり協議会が14の学区ごとに組織されており、地域課題の解決や住みよい地域の実現に向けた活動を続けています。多くのまちづくり協議会において、公園や児童遊園、河川などの維持・管理、見守りなどが行われています。
まちの健幸づくり	社会的なつながりの強化やハード・ソフト両面からの施策の展開等により、市全体で、市民が生きがいを持ち健やかで幸せに暮らせるまちづくりを進めていくことです。それは、地域、関係団体、大学、企業等とも連携して取り組む市の総合政策として進めるものです。 「草津市健幸都市基本計画」では、「都市計画や公共インフラ整備などの観点からの健康に対するアプローチの実施」に関わる内容を「まちの健幸づくり」として掲げています。 この「第3次草津市みどりの基本計画」でも、みどりのまちづくり施策を通じて、まちの健幸づくりを進めることを目指しています。
緑の基本計画 (第3次草津市みどりの基本計画・令和3年)	都市緑地法に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画で、住民の意見を反映するよう努めることになっています。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。
みどりの構造	都市全体のみどりの全体構成を示すもので、地域ごとに特色のあるみどりの面的な広がり（水辺と田園のみどり、など）、みどりの拠点、それらを繋ぐ軸（草津川、葉山川など、水のみどりの軸）などで構成されます。
や、ら 行	
ヨシ群落保全区域	「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に基づき指定される地域で、さらに保全地域、保護地区、普通地域に区分されています。ヨシ群落保全条例は、「自然と人との共生」を具体化するものとして、生態系の保全を積極的に定めた全国で初めての条例であり、平成4年に公布、施行されています。

用 語	解 説
立地適正化計画 (草津市立地適正化計画・2018年)	都市再生特別措置法に基づき、人口減少と少子高齢化が進展する中、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成し、暮らしに必要な住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る計画です。
緑地協定	都市緑地法に基づき、土地所有者など全員の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。関係者で話し合いを行い、街ぐるみで緑化を行うため、計画的な緑化が図られ地域の環境・景観レベルが向上するメリットがあります。

7. 草津市緑の基本計画策定委員会 委員名簿

構成	氏名	所属団体など	備考
学識経験を有する者	仲上 健一	立命館大学政策科学部	
	高橋 卓也	滋賀県立大学環境科学部	委員長
関係団体を代表する者	伊庭 健治	草津市まちづくり協議会連合会	副委員長
	本間 道明	草津市農業委員会	令和2年9月18日まで
	山本 英裕		令和2年9月23日より
	加藤 幹彦	草津商工会議所	
	西川 婦美江	NPO法人琵琶湖ネット草津	
	中村 登美子	草津市環境・福祉推進グループ 草津ほほえみの会	
	中井 あずさ	草津ガーデニングサークル “グラスシー”	
公募による市民	藤田 克枝	一般公募委員	
	吉野 才也佳	一般公募委員	

第3次草津市みどりの基本計画

発行年月 2021年9月

編集・発行 草津市建設部公園緑地課

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

TEL : 077-561-2393 (直通)

FAX : 077-561-2487

URL : <http://www.city.kusatsu.shiga.jp/>
